

関係法令等

ア 京都市市民参加推進条例

イ 京都市社会福祉審議会条例

ウ 京都市敬老乗車証条例

エ 京都市敬老乗車証条例施行規則

オ 京都市敬老乗車証要綱

京都市市民参加推進条例

平成 15 年 6 月 6 日

条例第 2 号

1200 年を超える歴史の中で、京都は、世界に誇るべき「都市の自治」をはぐくみ、自治の伝統に培われた市民の多様な活動及び市政への参加により、自立性の高い活力あふれるまちとして発展してきた。

21 世紀においても、京都が有する多様かつ豊かな蓄積を輝きに変え、個性豊かな魅力あふれるまちとして、京都が発展し続けるためには、事業者、市民活動団体等を含むすべての市民が、その持てる力を存分に発揮し、地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることが必要である。

本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりについて、これらを市政運営の基本原則とし、基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市及び市民が共に市民参加(市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。以下同じ。)を推進するための基本的事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市民参加は、本市と市民との協働(自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。以下同じ。)の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、市民の福祉の増進及び市政運営の効率性が確保されることを基本として推進されなければならない。

3 市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない。

(本市等の責務)

第 3 条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に

努めなければならない。

- 2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。
- 3 本市は、市民による自主的なまちづくりの活動について、これを尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、市民との協働に努めなければならない。
- 4 本市の職員は、基本理念にのっとり、あらゆる職務について、市民参加の推進を図る視点に立ち、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、市政に関する情報並びに政策の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、積極的に市政に参加するよう努めるものとする。
- 2 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくりの活動を推進するよう努めるものとする。
 - 3 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、本市との協働及び市民相互の協働に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

- 第5条 市民活動団体(ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。以下同じ。)は、その活動を通じて、本市及び市民との協働を図り、市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。
- 2 市民活動団体は、その社会的な役割の重要性にかんがみ、積極的に事業運営の状況等について市民に説明する等組織及び活動の透明性の向上に努めるものとする。

(市民参加推進計画)

- 第6条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画(以下「市民参加推進計画」という。)を定めなければならない。
- 2 市長は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 3 市長は、毎年度、市民参加推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市会に報告しなければならない。
 - 4 市長は、市民参加の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

(審議会等の会議の公開)

- 第7条 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体(以下「審議会等」という。)の会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。
- 2 審議会等の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表し

なければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。
(委員の選任)

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長(以下「市長等」という。)は、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

- 2 市長等は、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、審議会等の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(市政への参加の手續)

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ(本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業(以下「政策等」という。)の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。)その他の市政への参加の手續のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

- 2 市長等は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリック・コメント手續(政策等について、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、当該意見に対する本市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行う手續をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

- 3 パブリック・コメント手續の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(まちづくりの活動の支援)

第10条 市長は、情報の提供、相談、専門家の派遣、活動拠点の確保等市民による自主的なまちづくりの活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成15年7月31日規則第43号で平成15年8月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市長が定めた京都市市民参加推進計画は、第6条第1項の規定により定められた市民参加推進計画とみなす。この場合において、同条第4項に規定する期間は、この条例の施行の日から起算する。

京都市社会福祉審議会条例

昭和 61 年 3 月 20 日

条例第 32 号(制定)

平成 12 年 3 月 23 日条例第 42 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会として、京都市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第 3 条 審議会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 4 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 特別の事項について会議を開き、議決を行うときは、前 2 項の規定の適用については、当該事項に係る臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第 5 条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選により定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。

(児童福祉に関する事項の調査及び審議)

第6条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査し、及び審議するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月7日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月7日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

京都市敬老乗車証条例

(目的)

第1条 この条例は、敬老乗車証（高齢者が運賃を支払うことなく、公共交通機関の一部を利用することができる証票をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(敬老乗車証の交付対象者)

第2条 敬老乗車証の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- (1) 第1種敬老乗車証 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者（寝たきりの状態その他これに準じる状態であつて、公共交通機関の利用が困難であると認められる状態にある者及び別に定めるものの交付を受けている者を除く。）
- (2) 第2種敬老乗車証 前号の者のうち、北区、左京区、右京区、西京区及び伏見区の区域内で別に定める地域内に住所を有するもの

(敬老乗車証の交付)

第3条 敬老乗車証の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、交付申請者が交付対象者であると認めたときは、敬老乗車証を交付する旨を決定し、その旨を交付申請者に通知しなければならない。

(負担金)

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた交付申請者は、敬老乗車証の交付を受ける際、敬老乗車証の交付に係る事業に充てるために負担すべき費用として別表第1に掲げるもの（以下「負担金」という。）を納入しなければならない。ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者その他別に定める者については、この限りでない。

(負担金の還付)

第5条 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(負担金の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(有効期間)

第7条 敬老乗車証の有効期間は、別表第2のとおりとする。

(通用区間)

第8条 第1種敬老乗車証を利用することができる区間は、別表第3のとおりとする。

2 第2種敬老乗車証を利用することができる区間は、別に定める。

(譲渡、貸与等の禁止)

第9条 敬老乗車証の交付を受けた者は、これを譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(敬老乗車証の返還)

第10条 敬老乗車証の交付を受けた者は、交付対象者でなくなったときは、当該敬老乗車証を市長に返還しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、敬老乗車証の返還を命じることができる。

- (1) 前条の規定に違反した者

(2) 不正の手段により敬老乗車証の交付を受けた者

(委任)

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 敬老乗車証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(関係条例の一部改正)

3 京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

京都市乗合自動車旅客運賃条例第12条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「管理者が定めるものを除く」を「京都市敬老乗車証条例第2条第1号に規定する第1種敬老乗車証の交付を受けている者に限る」に改める。

4 京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

京都市高速鉄道旅客運賃条例第10条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「別に定めるものを除く」を「京都市敬老乗車証条例第2条第1号に規定する第1種敬老乗車証の交付を受けている者に限る」に改める。

別表第1（第4条関係）

区 分		負 担 金
1	第3条第2項の規定による通知をした日（以下「通知日」という。）の属する年度分の地方税法（以下「法」という。）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（特別区が法第1条第2項の規定により課する法第5条第2項第1号に規定する市町村民税を含む。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又はこれに準じる者として別に定めるもの	3,000 ^円
2	通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であつて通知日の属する年の前年の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が2,000,000円未満であるもの又はこれに準じる者として別に定めるもの	5,000
3	通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であつて通知日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円以上7,000,000円未満であるもの	10,000
4	通知日の属する年の前年の合計所得金額が7,000,000円以上である者	15,000

備考1 敬老乗車証の有効期間が6箇月を超えない場合の負担金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

2 通知日が1月1日から6月30日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「前年」とあるのは「前々年」とする。

- 3 通知日が4月1日から6月30日までの間である場合におけるこの表の適用については、
同表中「年度分」とあるのは「前年度分」とする。

別表第2（第7条関係）

区 分		有 効 期 間
通知日が1月1日から6月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間である場合		通知日の翌日からその日以後最初に到来する9月30日まで
通知日が 7月1日	交付申請者が有効期間の初日を通知日の翌日とすることを希望する場合	
から9月 30日ま での間 である 場合	交付申請者が有効期間の初日を通知日後最初に到来する10月1日とすることを希望する場合	通知日の属する年の10月1日から翌年の9月30日まで

別表第3（第8条関係）

区 分	区 間
本 市 乗 合 自 動 車	本 市 乗 合 自 動 車 の 全 区 間
本 市 高 速 鉄 道	本 市 高 速 鉄 道 の 全 区 間
道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者であつて別に定めるものが運行する事業用自動車（同法第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。）	別に定める。
道路運送法第79条の規定による登録を受けた者（道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）附則第5条の規定により道路運送法第79条の登録を受けたものとみなされる者を含む。）であつて別に定めるものが運行する自家用自動車（同法第78条に規定する自家用自動車をいう。）	

京都市敬老乗車証条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市敬老乗車証条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(敬老乗車証の交付対象者の範囲)

第2条 条例第2条第1号に規定する別に定めるものは、次に掲げる者が運賃の全部又は一部を支払うことなく公共交通機関の一部を利用することができるようにするため、当該者に対し、市長が交付する証票で別に定めるものとする。

- (1) 身体障害者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。）で身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から4級までに該当する障害があるもの
- (2) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）
- (3) 知的障害者で別に定めるもの
- (4) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条に規定する被爆者をいう。）で同法第10条第1項の規定により医療の給付を受けているもの又はこれに準じる者で別に定めるもの
- (5) 戦傷病者（戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者をいう。）で恩給法別表第1号表ノ2に掲げる障害があるもの

2 条例第2条第2号に規定する別に定める地域は、次に掲げる公共交通機関の路線ごとに、別に定める地域とする。

- (1) 京都バス株式会社
- (2) 近鉄バス株式会社
- (3) 京阪宇治バス株式会社

- (4) 京阪京都交通株式会社
- (5) 京阪シティバス株式会社
- (6) 京阪バス株式会社
- (7) 西日本ジェイアールバス株式会社
- (8) 阪急バス株式会社
- (9) 彌榮自動車株式会社

(敬老乗車証の交付申請)

第3条 条例第3条第1項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書により行うものとする。

- (1) 交付申請者の氏名及び住所
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

- (1) 市長が交付申請者に関する次に掲げる事項を調査することについての同意書

ア 市町村民税の課税非課税の別

イ 合計所得金額

ウ 介護保険法に基づく保険料の賦課額

- (2) 交付申請者の前号アからウまでに掲げる事項を証する書類

(負担金の納入を要しない者等)

第4条 条例第4条ただし書に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 通知日において介護保険法施行令(以下「令」という。)第38条第1項第1号イ又はハに該当する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給

付を含む。)を受けている者

- 2 条例別表第1 1の項に規定する別に定める者は、通知日において令第38条第1項第2号ロ又は第3号ロに該当する者とする。
- 3 条例別表第1 2の項に規定する別に定める者は、通知日において令第38条第1項第4号ロに該当する者とする。

(負担金の減免)

第5条 条例第6条の規定により負担金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(条例別表第3の別に定める者等)

第6条 条例別表第3に規定する道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者であつて別に定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 京都バス株式会社
- (2) 京阪バス株式会社
- (3) 株式会社ヤサカバス

- 2 条例別表第3に規定する道路運送法第79条の規定による登録を受けた者(道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)附則第5条の規定により道路運送法第79条の登録を受けたものとみなされる者を含む。)であつて別に定めるものは、財団法人きょうと京北ふるさと公社とする。
- 3 条例別表第3に規定する別に定める区間は、同表区分の欄に掲げる公共交通機関の路線ごとに、別に定める区間とする。
- 4 条例第8条第2項に規定する別に定める区間は、第2条第2項各号に掲げる公共交通機関の路線ごとに、別に定める区間とする。

(敬老乗車証の再交付)

第7条 敬老乗車証の交付を受けた者は、敬老乗車証が破れ、若しくは汚れ、これに磁気により記録されている情報が失われ、又は災害その他やむを得ない事情によりこれを紛失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書により、市長に敬老乗車証の再交付を申請することができる。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 申請の理由

(3) 敬老乗車証を紛失した場合にあっては、その事情

2 敬老乗車証の交付を受けた者は、敬老乗車証が破れ、若しくは汚れ、又はこれに磁気により記録されている情報が失われた場合において、前項の規定による申請をしようとするときは、同項の申請書に当該敬老乗車証を添えなければならない。

3 敬老乗車証の交付を受けた者は、敬老乗車証を紛失したため再交付を受けた場合において、紛失した敬老乗車証を発見したときは、当該発見した敬老乗車証を速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第50号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年12月28日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第103号)

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則(平成２１年３月３１日規則第９９号)

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則(平成２４年３月３０日規則第１０２号)

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

京都市敬老乗車証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市敬老乗車証条例（以下「条例」という。）、京都市敬老乗車証条例施行規則（以下「規則」という。）の施行に関し、その細則を定めることにより、敬老乗車証制度を円滑に実施することを目的とする。

(交付対象者の範囲)

第2条 規則第2条第1項に規定する市長が交付する証票で別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市が発行する福祉乗車証
- (2) 京都市重度障害者タクシー利用券

(路線ごとの地域)

第3条 規則第2条第2項に規定する別に定める地域は、別表第1の左欄に掲げるとおりとする。

2 規則第6条第3項に規定する別に定める区間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京都バス株式会社及び京阪バス株式会社 その一部又は全部が別表第2に掲げる区域に存する路線のうち、当該区域内の区間
- (2) きょうと京北ふるさと公社 運行する全区間
- (3) 株式会社ヤサカバス 醍醐コミュニティバス市民の会から業務委託されている区間

3 規則第6条第4項に規定する別に定める区間は、別表第1の左欄に掲げる地域内に住所を有する者についてそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、同表に掲げる区間にかかわらず、特別の事情のある場合は、市長が個別に区間を認定する。

(負担金の還付)

第4条 条例第5条に規定する特別の理由とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により通知をした日（以下「通知日」という。）の属する年の10月1日までに、敬老乗車証の交付を受けた者が死亡、転居等の止むを得ない理由により、敬老乗車証を使用できなくなり返還した場合。ただし、通知日の属する年に、新たに70歳になった者を除く。
- (2) 税更正等の理由により、通知日以前に遡って、条例別表第1の区分に変更があった場合及び条例第4条ただし書きの条件に該当した場合

(負担金の減免)

第5条 条例第6条に規定する特別の理由とは、交付申請者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、通知日から起算して過去1年以内に、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたときとし、負担金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証するり災証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、別表第3に掲げる減免を行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年3月11日以降に申請があった者について適用する。

(東日本大震災に係る特例)

- 2 条例第6条に規定する特別の理由は、第5条第1項に定めるもののほか、東日本大震災に係る災害救助法が適用された地域（東京都を除く。）において被災し、京都市内で居住することとなったこととする。
- 3 前項に規定する理由があるときは、平成24年9月30日以前を有効期間とする敬老乗車証について負担金を免除する。
- 4 第2項に規定する理由による負担金の免除の申請は、平成23年3月11日から平成24年9月30日までの間に行わなければならない。
- 5 前項の申請にあたっては、第5条第1項の規定にかかわらず、災証明書の提出は不要とする。
- 6 平成23年5月31日以前に申請があった者について、第2項に規定する理由に該当する場合、条例第5条に規定する特別の理由があるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分		区 間	
北 区	雲ヶ畑中津川町，雲ヶ畑中畑町，雲ヶ畑出谷町	彌榮自動車株式会社	雲ヶ畑自治振興会から業務委託された雲ヶ畑岩屋橋から北大路駅前までを結ぶ路線
	上賀茂二軒家町，上賀茂柵谷町，上賀茂北ノ原町，上賀茂前田町，上賀茂津ノ国町，上賀茂女夫岩町，上賀茂毛穴井町，上賀茂大柳町，上賀茂音保瀬町，上賀茂	京都バス株式会社	市原から出町柳駅前までを結ぶ路線で京都市と京都バス株式会社とで協議の上取り決めた区間

	中嶋河原町，上賀茂神山の一部，西賀茂下庄田町，西賀茂上庄田町		
	上賀茂二軒家町，上賀茂本山の一部，上賀茂神山の一部	同上	城山から出町柳駅前までを結ぶ路線で京都市と京都バス株式会社とで協議の上取り決めた区間
	中川北山町，中川中山，中川東山，中川西山，中川水谷，中川奥山，中川西ノ谷，中川川登，杉阪道風町，杉阪都町，杉阪東谷，杉阪南谷，杉阪北尾，真弓八幡町，真弓善福，小野下ノ町，小野中ノ町，小野上ノ町，小野宮ノ上町，小野岩戸，小野水谷，小野笠谷，大森芦堂町，大森稲荷，大森中町，大森東町，大森菖蒲，大森西町，大森大谷，大森牛ヶ滝，大森中山	西日本ジェイアールバス株式会社	小野上ノ町から京都駅までを結ぶ路線で京都市と西日本ジェイアールバス株式会社とで協議の上取り決めた区間
左京区	北白川琵琶町，北白川重石町，北白川地藏谷町，北白川南ヶ原町，北白川中山町，北白川蓬ヶ谷町，北白川岩坂町	京都バス株式会社	岩坂から京都駅前までを結ぶ路線
		京阪バス株式会社	岩坂から京都駅前までを結ぶ路線
	静市静原町，静市市原町，静市野中町，岩倉上蔵町の一部，岩倉木野町の一部	京都バス株式会社	城山から出町柳駅前までを結ぶ路線で京都市と京都バス株式会社とで協議の上取り決めた区間
	鞍馬本町，鞍馬二ノ瀬町，鞍馬貴船町，花脊別所町，花脊大布施町，花脊八桝町，花脊原地町，久多下の町，久多川合町，久多中の町，久多上の町，久多宮の町，広河原杓子屋町，広河原能見町，広河原下之町，広河原菅原町，広河原尾花町	同上	広河原，貴船及び市原から出町柳駅前までを結ぶ路線で京都市と京都バス株式会社とで協議の上取り決めた区間
右京区	嵯峨鳥居本小坂町，嵯峨鳥居本六反町，嵯峨鳥居本仙翁町，嵯峨鳥居本仏餉田町，嵯峨鳥居本化野町，嵯峨鳥居本中筋町，嵯峨釈迦堂藤ノ木町，嵯峨観空寺久保殿町，嵯峨観空寺岡崎町，嵯峨観空寺明水町，嵯峨鳥居本北代町，嵯峨観空寺谷町，嵯峨鳥居本一華表町，嵯峨鳥居本深谷町，嵯峨亀山町，嵯峨清滝一華表町，嵯峨清滝観喜山町，嵯峨清滝田鶴原町，嵯峨清滝町，嵯峨清滝八講壇町，嵯峨愛	同上	清滝から三条京阪及び京都駅までを結ぶ路線で京都市と京都バス株式会社とで協議の上取り決めた区間

	宕町, 嵯峨清滝堂尻町, 嵯峨清滝北谷町, 嵯峨清滝月ノ輪町, 嵯峨清滝空也滝町, 嵯峨清滝大谷町, 嵯峨清滝深谷町		
	嵯峨嵯原蓮台, 嵯峨嵯原稻荷元町, 嵯峨 嵯原岡ヶ鼻, 嵯峨嵯原若宮下町, 嵯峨嵯 原清水町, 嵯峨嵯原高見町, 嵯峨嵯原橋 子, 嵯峨嵯原宮ノ上町, 嵯峨嵯原甲北町, 嵯峨嵯原岩ノ上, 嵯峨嵯原大水口, 嵯峨 嵯原辻田, 嵯峨嵯原鎧田, 嵯峨嵯原西ノ 百合, 嵯峨嵯原大久保, 嵯峨嵯原縄手下, 嵯峨嵯原神宝岩, 嵯峨嵯原東桃原, 嵯峨 嵯原西桃原, 嵯峨嵯原手取垣内, 嵯峨嵯 原池ノ谷, 嵯峨嵯原千福田, 嵯峨嵯原大 水上, 嵯峨嵯原甲脇, 嵯峨嵯原蓮台脇, 嵯峨嵯原小山, 嵯峨越畑手取垣内, 嵯峨 越畑正権谷, 嵯峨越畑正権条, 嵯峨越畑 上正権条, 嵯峨越畑上新開, 嵯峨越畑南 下条, 嵯峨越畑下新開, 嵯峨越畑上中溝 町, 嵯峨越畑下中溝, 嵯峨越畑兵庫前町, 嵯峨越畑筋違, 嵯峨越畑竹ノ尻, 嵯峨越 畑荒堀, 嵯峨越畑南ノ町, 嵯峨越畑中ノ 町, 嵯峨越畑北ノ町, 嵯峨越畑大円, 嵯峨越畑大根谷, 嵯峨越畑北ノ谷, 嵯 峨越畑中条, 嵯峨越畑鍋浦, 嵯峨越畑尻 谷, 嵯峨越畑中畑, 嵯峨越畑向山, 嵯峨 越畑桃原, 嵯峨越畑桃原垣内, 嵯峨越畑 天慶, 嵯峨越畑上大谷, 嵯峨越畑下大谷	京阪京都交通株 式会社	原から八木駅前までを結ぶ 路線
西京区	大枝沓掛町, 大枝西長町	同上	北春日町及び国道沓掛から京 都駅前までを結ぶ路線で京都 市と京阪京都交通株式会社と で協議の上取り決めた区間
	大原野石作町, 大原野外畑町	同上	長峰及び国道沓掛から京都駅 前までを結ぶ路線で京都市と 京阪京都交通株式会社とで協 議の上取り決めた区間
	大原野小塩町	阪急バス株式会 社	善峯寺からＪＲ向日町まで を結ぶ路線で京都市と阪急 バス株式会社とで協議の上 取り決めた区間
伏見区	向島渡シ場町, 向島清水町, 向島鷹場町,	京阪宇治バス株	四ツ谷池及びセンター前か

向島藤ノ木町，向島東泉寺町，向島立河原町，向島吹田河原町，向島庚申町，向島善阿弥町，向島本丸町，向島丸町，向島橋詰町，向島中島町，向島二ノ丸町，向島津田町，向島西堤町，向島上林町，向島東定請，向島西定請，向島大河原，向島大黒，向島柳島，向島下之町，向島中之町，向島新大河原，向島新上林，向島四ツ谷池，向島二本柳，向島黒坊，向島新田，向島下五反田，向島上五反田	式会社	ら向島駅前までを結ぶ路線
	近鉄バス株式会社	向島駅前及び竹田駅東口を運行する全区間
	醍醐一ノ切町，醍醐二ノ切町，醍醐三ノ切	京阪バス株式会社
	淀美豆町，淀木津町，淀川顔町，淀新町，淀際目町，淀生津町	京阪シティバス株式会社
	京阪宇治バス株式会社	島田から京都駅八条口までを結ぶ路線

別表第2（第3条関係）

区 分	区 域
京都バス株式会社	左京区 上高野東山，上高野東田町，上高野掃部林町，上高野釜土町，上高野上畑町，上高野口小森町，上高野奥小森町，上高野植ノ町，上高野稻荷町，上高野木ノ下町，上高野隣好町，上高野鐘突町，上高野山ノ橋町，上高野西氷室町，上高野上荒蒔町，上高野下荒蒔町，上高野大塚町，上高野東氷室町，上高野水車町，上高野八幡町，上高野川原町，上高野大橋町，上高野北川原町，上高野小野町，上高野鳥脇町，上高野車地町，上高野野上町，上高野大明神町，上高野三宅町，上高野北田町，上高野大湯手町，上高野 田町，上高野諸木町，上高野仲町，上高野古川町，上高野流田町，上高野石田町，上高野鷺町，上高野深田町，上高野防山，上高野西明寺山，上高野氷室町，上高野尾保地町，上高野池ノ内町，上高野三反田町，上高野市川町，上高野松田町，上高野下東野町，上高野沢淵町，上高野畑町，上高野前田町，上高野畑ケ田町，上高野奥東野町，修学院山添町，修学院北沮沢町，修学院大道町，修学院貝原町，修学院西沮沢町，修学院開根坊町，修学院檜峠町，修学院室町，修学院馬場脇町，修学院烏丸町，修学院仏者町，修学院泉殿町，修学院山ノ鼻町，修学院高部町，修学院千万田町，修学院水上田町，修学院沖殿町，修学院川尻町，修学院月輪寺町，修学院辻ノ田町，修学院石掛町，修学院茶屋ノ前町，修学院登リ内町，修学院坪江町，修学院水川原町，修学院犬塚町，修学院宮ノ脇町，修学院狭間町，修学院中林町，修学院十権寺町，修学院大林町，修学院鹿ノ下町，修学院薬師堂町，修学院桂谷，修学院牛ケ額，修学院丸子青良ケ谷，修学院段ノ尾，修学院尺羅ケ谷四明ケ嶽，修学院守禅庵，修学院横山，修学院音羽谷，修学院寺谷，修学院梅谷，修学院淵ケ谷，修学院杉谷，修学院安養坊，修学院藪添，修学院中新開，修学院後安堂，修学院南代，修学院宮ノ前，修学院林ノ脇，修学院山神町，修学院高岸町，修学院松本町，山端川端町，山端川原町，山端柳ケ坪町，山端大城田町，山端橋ノ本町，山端老町田町，山端川岸町，山端大塚町，山端森本町，山端滝ケ鼻町，山端大君町，大原戸寺町，大原上野町，大原大長瀬町，大原来迎院町，大原勝林院町，大原古知平町，大原草生町，大原野村町，大原井出町，大原小出石町，大原百井町，大原大見町，大原尾越町，八瀬花尻町，八瀬秋元町，八瀬近衛町，八瀬野瀬町，岩倉中在地町，岩倉忠在地町，岩倉上蔵町，岩倉西河原町，岩倉下在地町，岩倉木野町，岩倉大鷺町，岩倉中大鷺町，岩倉南大鷺町，岩倉花園町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町，岩倉村松町，岩倉中町，岩倉三宅町，岩倉南三宅町，岩倉南四ノ坪町，岩倉南桑原町，岩倉東宮田町，岩倉西宮田町，岩倉南平岡町，岩倉東五田町，岩倉西五田町，岩倉北池田町，岩倉南池田町

京阪バス株式会社	山科区	全域
	伏見区	桃山羽柴長吉東町，桃山羽柴長吉中町，桃山羽柴長吉西町，桃山町金森出雲，桃山筒井伊賀西町，桃山筒井伊賀東町，桃山井伊掃部東町，桃山井伊掃部西町，桃山長岡越中北町，桃山水野左近東町，桃山水野左近西町，桃山長岡越中南町，桃山長岡越中東町，桃山町丹下，桃山最上町，桃山町正宗，桃山福島太夫西町，桃山福島太夫南町，桃山福島太夫北町，桃山毛利長門西町，桃山毛利長門東町，桃山町松平築前，桃山築前台町，桃山町鍋島，桃山町三河，桃山町百軒長屋，桃山町二の丸，桃山町大蔵，桃山町島津，桃山町古城山，桃山町下野，桃山町片岸，桃山町丸山，桃山町立売，桃山町泰長老，桃山町本多上野，桃山町松平武蔵，桃山町伊賀，桃山町根来，桃山与五郎町，桃山南大島町，桃山町板倉周防，桃山町治部少丸，桃山町永井久太郎，桃山町丹後，桃山町駿河，桃山町美濃，桃山町和泉，桃山町新町，桃山町見附町，桃山町遠山，桃山町東町，桃山町安芸山，桃山町町並，桃山町養斎，桃山町大島，桃山町日向，桃山町山ノ下，桃山紅雪町，桃山町伊庭，桃山町西尾，桃山町中島町，桃山町因幡，桃山町西町，桃山町大津町，伏見区役所醍醐支所の所管区域

別表第3（第5条関係）

り災証明書への記載	減免方法
全壊，全焼	条例別表第1に規定する負担金を全額免除する。
半壊，半焼	条例別表第1の備考1と同様，負担金を，同表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

